小型オゾン発生装置

製造事業所登録申請書

**（新　規・更　新・変　更**（注１）**）**

特定非営利活動法人 日本オゾン協会　会長　殿

特定非営利活動法人日本オゾン協会「小型オゾン発生装置規格認定規程」に基づく当該事業所の登録認定を、下記のとおり申請いたします。

記

|  |
| --- |
| 申請者の氏名、住所及び連絡先  氏　名　（法人にあっては法人、当該事業所及びその代表者の名称）  法人名  当該事業所名（注２）  氏　名（当該事業所代表者）  住　所　（法人にあっては当該事業所の所在地）及び連絡先  〒      TEL： 　　　　　　　　　　　　　　　FAX：  E-Mail：  当該事業所の担当氏名： |
| 登録申請日  年　　　月　　　日 |

(注1)登録内容を変更する場合は、「更新」と「変更」両方に〇印を付け、更新時に申請してください。

(注2)当該事業所とは、特定非営利活動法人日本オゾン協会「小型オゾン発生装置製造事業所登録及び小型オゾン発生装置型式認定規程」第4条に規定するものをいう。

１．企業の状態

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業の概況 | | |
| 当該事業所に在籍している  オゾン安全管理士取得者  ※オゾン安全管理士の有効期限は製造事業所登録期間中有効のこと | 代表者氏名 |  |
| 取得日 |  |
| 有効期限(※) |  |
| 登録番号 |  |
| 取得者の総数 |  |
| 当該事業所に在籍しているオゾン発生装置の製造に関わる技術者について  ※1：右記載の代表者については申請者発行の在籍証明書を提出のこと。  ※2：右記載の代表者は認定審査委員会へ出席のこと | 以下のいずれかの技術者が在籍していること(いずれも経験3年以上が望ましい)  ・オゾン発生装置の設計・開発・品質管理経験者  ・類似の機器の設計・開発・品質管理経験者  いずれかの代表者について以下を記載のこと | |
| 技術者代表氏名(※1、※2) |  |
| 設計・開発・品質管理経験  (該当に☑)  ※3　類似機器についてはカッコ内に機器名称を記載 | □オゾン発生装置  □類似機器※3(　　　　　　) |
| 経験年数 | 年 |
| 在籍技術者数の総数 | 名 |
| 上記記載の技術者について関連した資格を所有している場合は右へ記載のこと  (例「技術士」、「電気主任技術者」等）  ※氏名、登録番号等の記載された登録証の写しを提出のこと。 |  | |
| 過去3年間の小型オゾン発生装置納入実績  台　数  累積発生量 | | |
| アフターサービス及びクレーム処理体制  (※当該事業所で直接製造されていない場合、製造元、販売元の責任範囲を明記すること) | | |

２．管理体制

|  |
| --- |
| 品質管理体制 |
| （全社組織図） |

|  |
| --- |
| 品質管理体制（続き） |
| 責任部署  (※当該事業所で直接製造されていない場合、製造元、販売元の責任範囲を明記すること)  責任部署の組織（生産委託先の有無も併せて記載すること） |

|  |
| --- |
| 生産管理体制 |
| 責任部署  (※当該事業所で直接製造されていない場合、製造元、販売元の責任範囲を明記すること)  組　織（生産委託先の有無も併せて記載すること） |

|  |
| --- |
| 品質管理関連設備の保全管理体制 |
|  |

|  |
| --- |
| 受け入れ検査、工程検査及び完成品検査体制 |
| 検査及び判定基準  測定機器の管理体制  (※当該事業所で直接製造されていない場合、製造元、販売元の責任範囲を明記すること) |
| 品質情報のフィードバック体制  (※当該事業所で直接製造されていない場合、製造元、販売元の責任範囲を明記すること) |
| 取扱い説明書等の完備 |

３．設備等

|  |  |
| --- | --- |
| 試験運転設備の有無 | |
| 排オゾン分解設備 | 有　・　無 |
| 試験設備の仕様  ((2)~(12)の各器具についてはメーカー名、型名、測定範囲を記入のこと) | |
| (1)オゾン濃度計又はオゾン濃度分析器具、試薬  (自社にて所有のこと) | ※濃度計については用途(ガス用、オゾン水用)、メーカー名、型名、測定方式(原理)、測定範囲を記載のこと。 |
| (2)電圧測定用器具  （高電圧含む） |  |
| (3)電流測定用器具 |  |
| (4)電力計 |  |
| (5)露点計 |  |
| (6)温度計  (自社にて所有のこと) |  |
| (7)湿度計  (自社にて所有のこと) |  |
| (8)圧力計 |  |
| (9)流量計 |  |
| (10)絶縁抵抗計 |  |
| (11)耐圧力、漏れ試験装置 |  |
| (12)静電容量測定器具 |  |

注)　上記の(1)、(6)、(7)は保有することが必須。(2)～(5)、(8)～(12)は保有することが望ましい試験設備。